

海外投資保険 制度改正のご案内

2014年3月28日
日本貿易保険

1. 「事業拠点等特約」の新設について

現行の海外投資保険(株式等)では、投資先企業に戦争・テロや自然災害等による被害が発生しても、投資先企業の全体が事業不能等(事業撤退、3カ月以上の事業休止)に至らないと、保険金をお支払いすることができませんでした。

このたび、海外投資保険(株式等)に、事業拠点等ごとの、戦争・テロ、自然災害等や外国政府等の権利侵害による事業不能等(事業撤退、3カ月以上の事業休止)の損失をカバーできる、「事業拠点等特約」を、2014年4月1日より新設いたします。本特約をご利用されると、事業拠点等单位で事業不能等が発生した場合も保険金のお支払い対象となります。

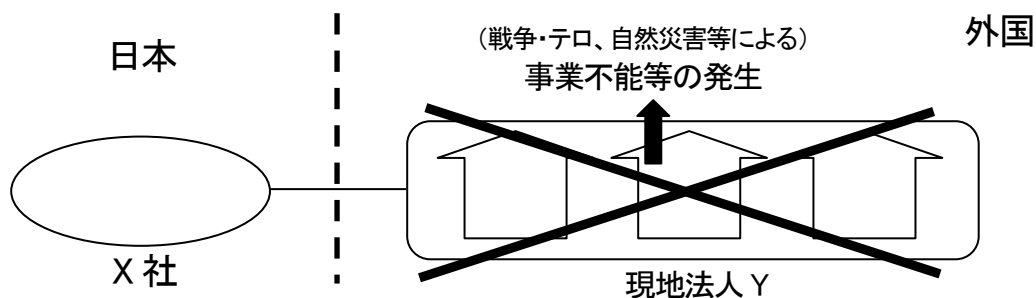
(1) 本特約ご利用の条件

事業拠点等ごとの損失を算定することが可能な場合に限り、本特約のご利用が可能です。具体的には、事業拠点等別にバランスシート等が作成されている場合又は経理台帳等で事業拠点等ごとの資産が区分経理されている場合が対象となります。(保険お申し込みの際に、本条件を満たしていることの事前確認を行います。)

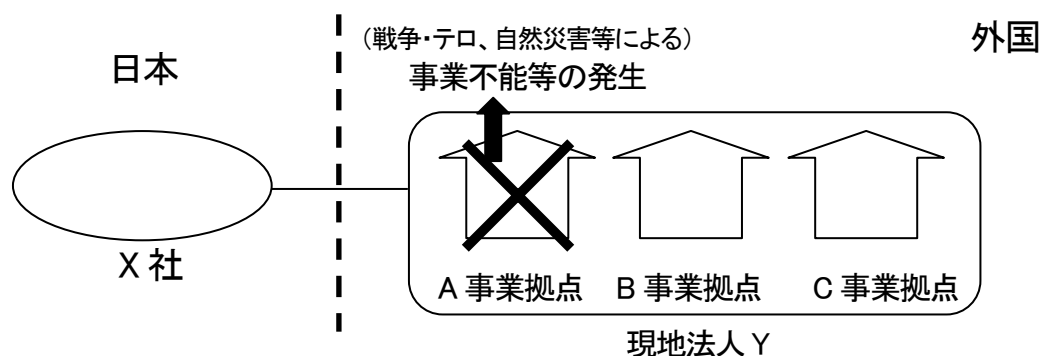
(2) 特約料

カバーされる事業拠点の数にかかわらず、基本の保険料率に一律の特約料(0.1%)を上乗せさせていただきます。

<既存の海外投資保険の保険金お支払いの事由>



<「事業拠点等特約」による新たな保険金お支払いの事由>



2. てん補事由・対象の選択制の導入について

2014年4月1日以降に締結される新たな保険契約(期間満了による更新を含みます。)について、保険カバーの対象とするリスク(「①収用・権利侵害」「②戦争・不可抗力」「③送金不能」の3種類)の組み合わせを、対象資産((1)元本のみ、(2)元本+配当金、(3)配当金のみ)ごとに自由に選択できるようになります。新しい保険料率は、以下の通りです。

【フルカバー型保険料率】(現行と同様)

「①収用・権利侵害」+「②戦争・不可抗力」+「③送金不能」全てカバー (パーセント)

てん補対象資産	国カテゴリー							
	A	B	C	D	E	F	G	H
(1)元本のみ	0.174	0.217	0.259	0.301	0.364	0.421	0.475	0.617
(2)元本+配当金	0.202	0.251	0.288	0.343	0.412	0.580	0.659	0.847
(3)配当金のみ	0.252	0.294	0.349	0.420	0.504	0.580	0.659	0.848

【2事由てん補型保険料率】

「①収用・権利侵害」+「②戦争・不可抗力」をカバー

「①収用・権利侵害」+「③送金不能」をカバー

「②戦争・不可抗力」+「③送金不能」をカバー (パーセント)

てん補対象資産	国カテゴリー							
	A	B	C	D	E	F	G	H
(1)元本のみ	0.122	0.152	0.181	0.211	0.255	0.295	0.333	0.432
(2)元本+配当金	0.141	0.176	0.202	0.240	0.288	0.406	0.461	0.593
(3)配当金のみ	0.176	0.206	0.244	0.294	0.353	0.406	0.461	0.594

【1事由てん補型保険料率】

「①収用・権利侵害」のみカバー

「②戦争・不可抗力」のみカバー

「③送金不能」のみカバー (パーセント)

てん補対象資産	国カテゴリー							
	A	B	C	D	E	F	G	H
(1)元本のみ	0.113	0.141	0.168	0.196	0.237	0.274	0.309	0.401
(2)元本+配当金	0.131	0.163	0.187	0.223	0.268	0.377	0.428	0.551
(3)配当金のみ	0.164	0.191	0.227	0.273	0.328	0.377	0.428	0.551

この改正に伴い、現行の送金不てん補型は2事由てん補型(「①収用・権利侵害」+「②戦争・不可抗力」をカバー)となり、保険料率は値下げとなります。

なお、海外投資保険(不動産等)については、元本だけの保険料率が適用となります。